

平成 30 年度共同学校事務室の事務長及び総括主任連絡協議会（協議録）

1 開催日

- (1) 第 1 回連絡協議会 平成 30 年 6 月 15 日（金） 高知県教育センター分館
 (2) 第 2 回連絡協議会 平成 30 年 10 月 26 日（金） 高知県教育センター本館

2 高知県教育委員会事務局より

(1) 教員の働き方改革の推進について

「教員の働き方改革」を教育大綱や第 2 期高知県教育振興基本計画の第 2 次改訂の柱に位置付けて、取組を強化しているところです。この取組の目的は、教員の業務負担を軽減するとともに、授業研究や子どもと向き合う時間を拡大することにあります。

こうした取組を確かなものにするためには、県教育委員会及び市町村教育委員会と学校、共同学校事務室が相互に連携していくことが必要です。

県教育委員会としては、事務長及び総括主任には、教職員に対し勤務時間を意識した働き方について、積極的に助言を行うなどの役割を期待しています。

(2) 市町村立学校の統合型校務支援システムの導入について

平成 31 年度から順次導入を予定している校務支援システムにより、学校間の「横の連携」と学校種間の「縦の連携」を可能とする全県的な情報システムを構築し、県費負担教職員の負担軽減を実現するとともに、児童生徒情報の確実な共有と円滑な引継ぎによる教育の質の向上を目的とするものです。

3 教員の働き方改革における学校事務職員の役割

文部科学省の学校における働き方に関する緊急対策において、「学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、事務職員が主体的・積極的に、業務改善をはじめとする校務運営に参画する」とあるように、学校事務職員の役割は大変重要であり、県教育委員会としても、第 2 期高知県教育振興基本計画【第 2 次改訂版】において係る研究事業を実施・推進しております。これらの研究事業における取組について紹介いたします。

教員の働き方改革推進事業における業務の効率化・軽減に関する取組事例

1 ICT の活用

- ① 部活動計画書入力シート（計画表・実績表・特殊勤務整理簿等）
- ② 出張・校外勤務・校外活動等命令兼完結票の入力の効率化
- ③ 各教育委員会管内全校のファイルサーバーのフォルダツリーの統一

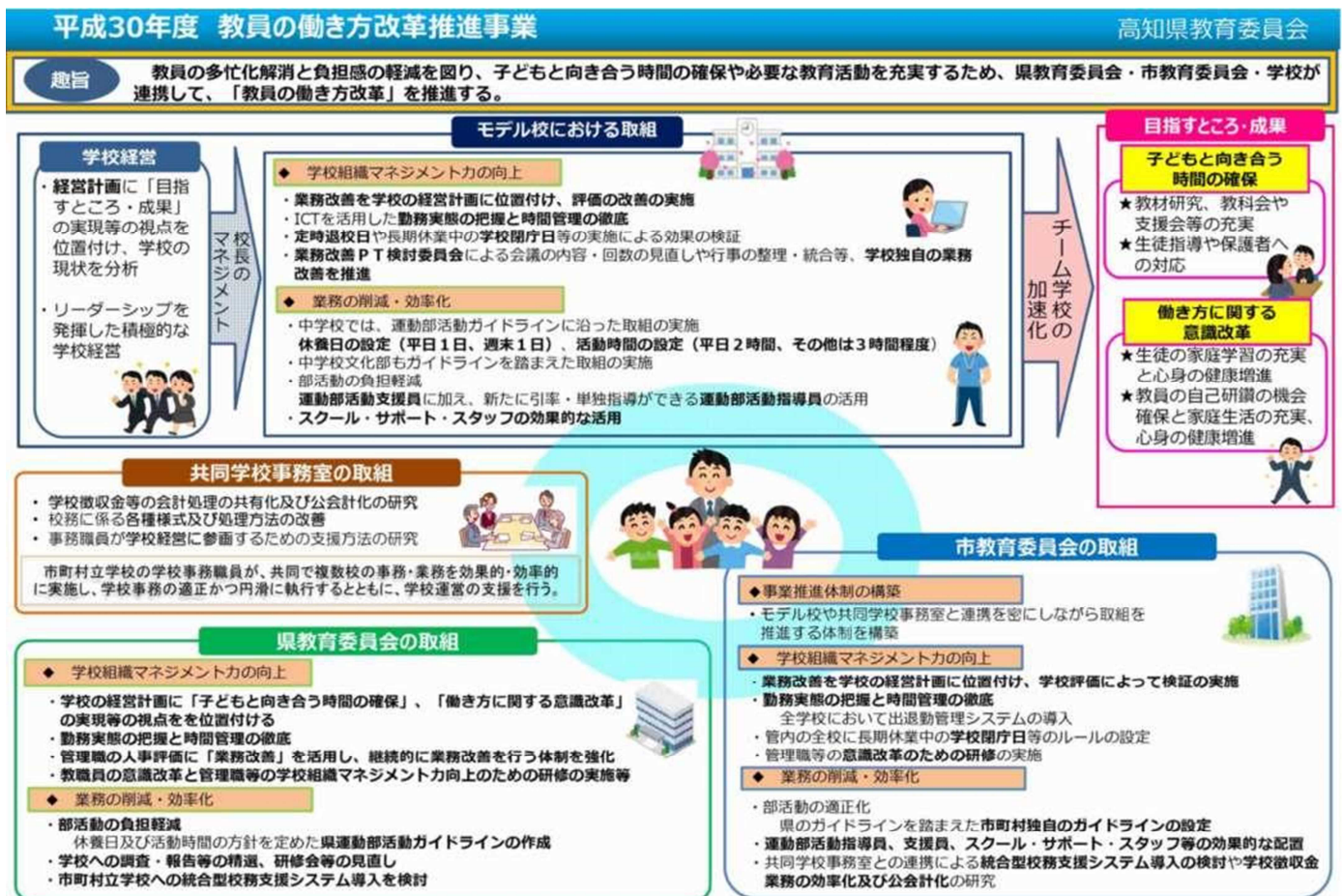
2 事務の効率化

- ① 「学校事務計画」の活用により教員の学校事務処理を支援
- ② 教材費について現金集金から口座振替への移行
- ③ 各種様式の見直しと処理方法の改善（出勤簿、学校日誌等の改善やデータ化）

3 効率的な役割分担（学校事務職員が積極的に関わることが可能な業務）

- ① 渉外事務と公文書作成
 - ・ 補助金事業、修学旅行、外部人材の人的管理や学籍管理
- ② 準公金（学校預かり金（給食費、学級費、教材費等））との関わり
 - ・ 集金業務の統一化による正確性・効率化の向上
 - ・ 集金の計画的運用
- ③ 校内の業務改善検討委員会等のメンバーとして管理職と連携して業務改善を推進

【参考】 教員の働き方改革推進事業



4 共同学校事務室（学校事務支援室）の役割

学校事務職員は、事務をつかさどり（学校教育法第37条14号）、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職であり、学校組織マネジメントの中核となる校長・教頭等の業務負担が増加する状況にあつて、学校におけるマネジメント機能を十分発揮できるようにするため、学校事務職員がその専門性を生かして、学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理し、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められています。

共同学校事務室が設置されている多くの地域では、事務長及び総括主任を中心に支援室の経営理念、経営基本方針を定め、組織的・効果的に業務を遂行しつつ、学校事務職員のOJT（職場内研修）が計画的に行われ、効果的な人材育成も進んでいます。また、業務改善にも積極的に関わり、学校徴収金業務の適正化・効率化や各種様式の簡素化など、事務処理の効率化等を図りつつ、その取組が県内全体に広がることを見据えた教職員の事務負担の軽減に取り組んでいます。

県教育委員会としては、学校において教育活動が円滑に行われるためには、学校事務体制の強化が必要不可欠であると考えており、引き続き地域全体の学校事務をマネジメントする機能を有した共同学校事務室の充実及び設置の促進を行ってまいります。

市町村教育委員会におかれましても、学校事務体制の強化を図る上で、効果的な共同学校事務室の設置拡大について、ご協力くださいますようお願いいたします。